

亀山市告示第43号

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(交付の条件) 第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をすること又は1戸が所有する農林地で、 <u>隣接する農林地がないこと若しくは隣接する農林地と連続して設置することが困難であること。</u>	(交付の条件) 第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をすること。 <u>ただし、地理的条件の特殊性その他やむを得ない理由がある</u> <u>と認められる場合</u> にあっては、この限りでない。

(3) 及び (4) [略]

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる防護柵の設置をする農林地の公簿面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として、防護柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1戸が所有する農林地で、隣接する農林地がないもの又は隣接する農林地と連続して設置することが困難であるものにあつては、次の表の左欄に掲げる防護柵の設置をする農林地の公簿面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の2分の1に相当する額を限度として、防護柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の4分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

[略]

[項を削る。]

(3) 及び (4) [略]

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる防護柵の設置をする農林地の公簿面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として、防護柵の設置に必要な資材の購入に要する費用の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

[略]

2 前項の規定にかかわらず、防護柵の設置をする農林地（2筆以上が連担した農林地に2戸以上で防護柵の設置をする農林地に限る。）の公簿面積が5,000平方メートル（中

山間地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項により指定された振興山村の区域及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。以下同じ。）にあっては、3,000平方メートル）を超えるときの補助金の額は、前項の規定による額に、当該額の2分の1の額を限度として5,000平方メートル（中山間地域にあっては、3,000平方メートル）を超える面積に10円を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。

附 則

（失効）

4 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

（失効）

4 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。